



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

今回は住民税の納付方法、住民税の住宅ローン控除に焦点をあててご説明致します。

納付方法について

住民税の納付方法に関しては、2通りの方法がございます。1つ目が普通徴収という方法で、給与から住民税を差し引くことが出来ない方を対象とした納税方法です。通常、毎年6月に、市区町村から納税義務者に税額通知書(納付書)が送付され、市区町村役場や金融機関などの窓口で支払います。納期は、6月・8月・10月・1月の4期となっています。なお、一括納付する事も可能です。

2つ目が特別徴収という方法で、事業主がその年の6月から翌年の5月までの12回に分けて給与所得者の給与から住民税を天引きし、事業主が取りまとめて住民税を納付する納税方法です。見落としがちですが、事業主は、「法律上の義務」として必ず特別徴収を選択しなければなりません。これにより、毎月住民税を納付する手間がかかってしまいます。この手間を解消する方法として、「納期の

特例」制度がございます。この制度は、従業員10人未満の会社を対象として、給与所得者の住民税を半年ごと(6月と12月)に納付する制度です。なお、納期の特例制度を受ける場合は、市区町村へ申請して承認を受ける必要がございます。

住民税の住宅ローン控除

平成19年から地方分権を進めるため、国税(所得税)と地方税(住民税)の税率の割合を変更したことで、所得税が減少し、住民税が増加しました(税率の割合が変更しただけで、個人の納税負担額は、変更ございません)。これに併せて、住民税増加による納税者の負担を軽減するために、住民税の住宅ローン控除が創設されました。所得税の住宅ローン減税制度を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。また、平成21年において住民税の住宅ローン控除が改正されました。個人住民税の住宅ローン控除適用にあたっては、従来市区

町村への申告が必要でしたが、改正に伴い市区町村への申告は不要となりました。

<<控除額の上限>>

上記計算式で算出された額、または所得税の課税総所得金額(課税総所得金額とは、総所得金額から所得控除を引いたもの)の5%(最大97,500円)のいずれか少額が控除額の上限とされています。

おわりに

特別徴収の納期の特例制度の申請は、事務作業を軽減するため、適用を受ける要件を満たす場合は、申請をしておくのもよいかもかもしれません。また、住宅ローン控除は、所得税のみならず住民税の控除の対象になりますので節税に大きく貢献致します。まだ住宅ローン控除の適用を受けていない方がいらっしゃいましたら申告する事をお勧め致します。

上記の申請・申告をされたい方や、その他住民税に関して不明点がある方は、お気軽にご相談下さい。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「叱られること」への若手社員の意識

若手社員約5割が上司に叱られた経験有

人事総合ソリューション企業のレジェンダ・コーポレーション株式会社が、入社3年目までの若手社員を対象に行った意識調査の結果を発表しました。

調査では、若手社員に「上司・先輩に叱られることがあるか」を尋ねたところ、ほぼ半数(49.6%)が叱られたことがある(「よくある」+「時々ある」と回答しました。

性別でみると、叱られたことがある割合は男性55.4%、女性40.4%となり男性のほうが女性より叱られている傾向が見られたようです。

「正当な理由があれば、上司・先輩に叱られたい」8割弱

正当な理由があれば、上司・先輩に叱られたいか尋ねたところ、「叱られたい」(「とても思う」+「やや思う」と回答した割合は78.5%で、特に、3人に1人は「叱られたい」と強く感じていることがわかりました。

叱られることは自身の成長に必要

叱られることは自身の成長に必要なかを尋ねたところ、「必要」「必要」+「どちらかと言えば必要」と回答した割合は87.7%となり、必要と感じている割合は、男性89.3%、女性が85.1%で、性別を問わず、叱られることは成長に必要と考えていることがわかりました。

「叱り方」にも工夫が必要

昨今、世間を騒がせている体罰問題やパワハラ・セクハラによる訴訟問題によって、上司が部下に対して「叱る」という行為に慎重になっている傾向にあるようです。しかし、今回の調査で、「正当な理由があれば叱られたい」と8割弱の若手社員が回答しており、社会に出るまでにあまり叱られた経験がない若手社員が本当は「叱られたい」と思っていることがわかりました。

ただ、「正当な理由があれば、叱られたいと思うか」という質問において、「叱られなければ伸びない」や「ある程度叱られることは期

待の裏返しだと思う」といった、肯定的な意見が目立った一方、「正当な理由があっても、叱られ方によっては受け入れたくない」といった、叱られることに慣れていない若手社員の繊細な一面も見てとれたようです。

「飲酒強要」は時代遅れ?

飲酒強要を「パワハラ」と認定

飲酒強要などのパワハラを受けたとして、ホテル運営会社の元社員が会社と元上司に対して損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁が飲酒強要を不法行為と認定し、150万円の支払いを命じたとのことです。

「パワハラ防止規程」を留意していますか?

仕事上の悩みは今も昔も「人間関係」に尽きるようですが、パワハラ訴訟などは、経営上まったく無用なコストです。

予防対策として服務規律違反の処罰の強化やパワハラ防止規程を作成し、社員に周知する必要があります。



会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします



未成年者に商品を販売したら？

当社は甲(19歳)に対して、商品購入代金の支払を求めたところ、甲は「私は19歳なので、売買契約は取り消します。」と主張して支払いを拒みました。当社は、甲に代金の支払を請求できるでしょうか。



詐術があったかがポイント

未成年者との契約の法律関係

未成年者が法律行為をするには、原則として法定代理人の同意が必要で、法定代理人の同意のない未成年者の法律行為は、取り消すことができます。そして、未成年者も単独で法律行為の取消しができます。

取消しがない場合、法律行為は遡及的に無効となりますが、取消権は未成年者保護を目的としているので、返還すべき範囲は現

存利益に限られます。

なお、未成年者が婚姻をしたときには、成年に達したとみなされ、単独で有効に法律行為を行うことができます。

詐術による取消権の制限

未成年者が自分が行為能力者であると信じさせるために詐術を用いた場合は、取消権を行使できなくなります。これは、相手方を保護する制度ですので、詐術によって相手方が行為能力に問題がないと誤信し、その誤信に基づいて法律行為をしたことが必要です。

詐術の内容

未成年者の詐術の内容には、成年者だと偽る場合と、法定代理人の同意があると偽る場合とが考えられ、明文上は前者のみが規定されていますが、後者も前者に準じて、取消せなくなると解されています。

また、詐術の意義について判例は、制限行為能力者が能力者だと誤信させるために、相手方に対し積極的術策を用いた場合に限ら

ず、制限行為能力者が、普通に人を欺くに足りる言動を用いて相手方の誤信を誘起し、または誤信を強めた場合も含み、制限行為能力者であることを黙秘していた場合でも、それが制限行為能力者の他の言動などと相俟って、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときは、なお詐術にあたるとしています。

本件の検討

甲は未成年者なので、法律行為を行うには甲の法定代理人の同意が必要であり、同意がなければ、甲または甲の法定代理人は、本件契約を取り消せます。この場合は、貴社は甲に対して代金支払の請求はできません。

もっとも、甲が法定代理人の同意を得ずに貴社商品を購入したとしても、貴社商品購入時に、21歳であるなどと虚偽の年齢を告げ、貴社販売員も甲が21歳であると誤信して商品を販売したような場合は、甲は詐術を用いており、契約を取り消せません。この場合は、甲に代金の支払いを請求できます。



お知らせ

アベノミクス助成金のご紹介

I 新卒者応援プロジェクト (2年ぶりに関東地区開催決定！)

概要：新卒者応援プロジェクトとは学卒者で3年以内に正社員になったことが無い人材をインターン生として採用すると、インターン生は6ヶ月間、国から実習報酬として月額7,000円が支給。その期間は社会保険や労働保険の加入、通勤交通費支給は不要。

支給金額：0円(6ヶ月間無料採用の為)

代行業務：①本制度の申込代行 ②合同説明会代行 ③インターン生の各種相談 ④インターン生のモチベーションアップの為に懇親会を開催(弊事務所主催/約2ヶ月に1回)

手数料：完全成功報酬でインターン生1名につき、在籍期間に応じて月額2万円(6ヶ月の場合：2万円×6ヶ月=12万円)

II 若者チャレンジ奨励金

概要：35歳未満の非正規雇用の若者を教育訓練をしながら採用すると奨励金が支給されます。

支給金額：①訓練期間3ヶ月～2年の間は1名につき月額15万円
②正社員採用から1年間経過後50万円、2年経過後50万円

代行業務：①職業訓練計画の作成及びハローワークでの許可申請
②訓練受講生の募集(ハローワークや職業紹介機関等)
③支給申請代行

手数料：会社に支給をされた金額の3割(成功報酬)

お問い合わせ：電話 03-6228-5505 メール imai@shiodome.co.jp

※尚、助成金は申請をすれば必ず支給されるものではありません。

5月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]



発行所

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

汐留パートナーズグループ

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com/>